

[事案 28-151] 契約者貸付無効請求

・平成 29 年 3 月 7 日 裁定打ち切り

<事案の概要>

契約者貸付が申立人に無断で行われたことを理由として、契約者貸付の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 3 年 4 月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約者貸付を無効としてはしい。

- (1)平成 21 年 2 月に契約者貸付請求書にもとづいてなされた貸付（以下「貸付①」）は、亡配偶者が契約者貸付請求書を偽造したものである。
- (2)平成 21 年 5 月から同年 11 月までの間に 3 回、カードを利用してなされた貸付（以下「貸付②」）は、亡配偶者がカードを無断で利用したものである。
- (3)平成 22 年 6 月に再発行後のカードを利用してなされた貸付（以下「貸付③」）は、亡配偶者がカードの再発行手続を無断で行い、再発行されたカードを利用したものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約者貸付請求書は申立人自身が作成している。また、仮に第三者により作成されたものであったとしても、債権の準占有者への弁済（民法 478 条類推）として契約者貸付は有効である。
- (2)仮にカードを第三者が利用したとしても、債権の準占有者への弁済（民法 478 条類推）として契約者貸付は有効である。
- (3)カード再発行のための申込書は申立人自身が作成している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、カードの利用申込み、保管・利用状況等を確認するため、申立人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下のとおり、業務規程第 32 条 1 項 3 号にもとづき、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1)貸付①は、貸付金の振込先が申立人亡配偶者名義の銀行口座に変更されていることから、貸付の効力の判断は慎重に行う必要がある。申立人は、契約者貸付請求書の記入は亡配偶者の筆跡であると主張するが、一見して申立人の筆跡と異なるとまでは認められないので、筆跡鑑定による判断が必要である。
- (2)また、カードの再発行は、暗証番号の誤入力の原因であるが、前年に 3 回、カードで貸付を受けていることからすると、再発行の効力の判断は慎重に行なう必要がある。申立人は、カード再発行の申込書の記入は亡配偶者の筆跡であると主張するが、一見して申立人の筆跡と異なるとまでは認められないので、筆跡鑑定による判断が必要であるが、裁判外紛争解決機関である当審査会においては、これらの手続を行うことができないため、契約者貸付請求書の記入が誰の筆跡かについて明らかにすることはできない。

(3)また、事情聴取において申立人は、亡配偶者が無断でカードを利用したと述べたが、亡配偶者がカードを利用したと認めることができる的確な証拠なしに、申立人の主張のみで直ちに申立人の主張を認めることはできない。